

質問・回答書

令和5年10月25日

案件名 第2工区道路整備工事

質問事項	回答
<p>歩道用横断防止柵(各種2.5m、2.0m、1.5m、1.0m)設置手間がすべて支柱間隔3mとして計上されているのはなぜでしょうか？ 支柱間隔3m以下だと設置手間が割高になると思うのですが、設計変更の対象となるのでしょうか？</p>	<p>支柱間隔3mと記載されておりますが、各種補正係数を乗じてます。</p>
<p>歩道用横断防止柵(各種2.5m、2.0m、1.5m、1.0m)“見積り”とありますが適正な価格での積算が不可能なため見積り単価の開示をお願いします。 また見積り単価は何社からの徴収されていますか？</p>	<p>見積りに関して開示することはできません。</p>
<p>歩道用横断防止柵(各種2.5m、2.0m、1.5m、1.0m)の材料単価ですが、1基当たりの見積り単価だと思うのですが、m当たり単価に割り戻して計上されていますか？</p>	<p>横断防止柵の材料単価について、見積りを採用している物に関しては、1基当たりの単価を1m当たりとして計上しております。なお、協議の対象とさせていただきます。</p>
<p>鉄スクラップは共通仮設費、現場管理費、一般管理費の対象となっているのでしょうか？</p>	<p>対象となっております。</p>